

第66期
ディスクロージャー誌
自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月 31日



すくも商銀
SUKUMO SHOGIN
宿毛商銀信用組合



2019

SUKUMO SHOGIN

66th Disclosure

宿毛商銀信用組合

INDEX

ごあいさつ	1
各種受賞のご紹介(新店舗)	2
受賞一覧	3
経営理念	4
広島市信用組合・笠岡信用組合研修	4
事業承継支援サービス 「TRANSLIPI」との業務提携	5
「地域の発展」と共に成長する金融	6
文化的・社会的貢献活動	8
事業の実績	10
役員一覧	10
組合員、出資金の推移	10
金融ADR制度の対応	11
キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策	12
金融商品に係る誘導方針	12
取引時刻に関するお願い	13
与信取引に関する説明要領	13
経営以外の個人連帯保証を求めないことを 原則とする融資慣行の確立等について	13
経営者保護ガイドラインへの対応について	13
経理・経営内容	13
貸借別記載表及び記載上の注意	14
損益計算書及び記載上の注意	19
経費の取扱い	20
役務取扱いの状況	20
受取利息及び支払利息	20
業務純益	20
主要な経営指標の推移	20
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	21
オフバランス取引の状況	21
総資本利益率等	21
総資金利構等	21
その他の業務収益の内訳	21
有価証券の評価損益	22
預貸および預託証	22
1店舗当たりの預金および貸出金残高	22
職員1人当たりの預金および貸出金残高	22
資金調達	22
預金種別平均残高	22
預金科目別平均残高	22

預金者別預金残高	22
預金科目別平均残高	22
資金運用	23
貸出金種別残高	23
貸出金種別平均残高	23
有価証券種別残高	23
有価証券種別平均残高	23
有価証券残高別残存期間別残高	23
有価証券の価値等情報	24
貸出金業種別残高、構成比	25
貸倒引当金内訳	25
貸出金の返却状況	25
有価証券差損処理状況	25
貸出金使途別残高	25
消費者ローン、住宅ローン残高	25
貸出担保残高	25
リスク管理債権及び同債権に対する保全額	25
金融再生手続債権及び同債権に対する保全額	26
リスク管理方針・体制について	27
事業年度の開示事項	27
自己資本の構成に関する事項	30
自己資本の充実度に関する事項	32
法令遵守方針について	37
主な事業内容	38
窓口・ATM振込手数料一覧表	39
総代会における情報開示	40
総代選舉規約	40
総代の選出区及びその定数	44
総代氏名一覧	44
総代の属性別構成比	44
第66期通常総代会の決議事項	45
職員出身者以外の理事の登用状況の開示	45
報酬体系について	45
職員紹介	47
営業のご案内	48
店舗一覧	49

ごあいさつ



組合員・地域の皆様方には、平素より宿毛商銀信用組合に対して格別のご高配、ご愛顧を賜りまして誠にありがとうございます。
今年も当組合の経営・活動への取組内容を記載しました「ディスクリージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜れば幸いでございます。

平成30年度の我が国経済は、海外経済のリスクが増加する中で、企業収益の改善を背景に設備投資が堅調に推移し、個人消費も持ち直していることから、緩やかなベースでの回復基調が続いている。また海外では米国を中心に景気の拡大が続いているが、昨年後半から米中の貿易摩擦、中国経済の減速、混沌する中東情勢による原油価格の変動などでの不明瞭さが強まってきており、我が国経済への影響が懸念されています。

一方、国内では、日本各地において豪雨、地震、台風等の自然災害が数多く発生し、甚大な被害をもたらしました。当地域におきましても昨年7月の西日本豪雨により、多くの方が被害を受け、現在も復興への取り組みが進行中であります。

そうした中、当組合の取引先の主となる中・小規模事業者の業況は、製造業、建設業を中心に戦闘的に推移しているものの、多くは、深刻化する人手不足や後継者難、人口減少や一極集中による地域経済の疲弊、勃発する自然災害などを厳しい事業環境にあり、景気回復の実感を得られない状態が続いている。

金融環境は、少子高齢化・人口減少時代の本格的到來に加え、未曾有の金融政策や継続される中で、かつてない厳しい収益環境が続いている。さらに金融機関を取り巻く環境は、ITやAI技術の加速化で金融業界の事業者の参入や官民一体となったキャッシュレス化の動きが加速し、金融サービスのあり方が大きく変化している中で、我々地域金融機関は、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なワットワークを生かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、地方創生・地域の活性化に向けて貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も役職員一丸となって営業基盤の拡充、体制の強化に努めて参りました。その結果、期末の預金残高は18,850百万円、(対前期末比2,284百万円の増加)貸出金は7,943百万円、(対前期末比2,150百万円の増加)となっていました。預貸率は42.13%になりました。

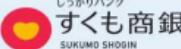
また当期純利益は30百万円を計上することができました。こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、

金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は8.90%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。

このような結果をおあげることができたのも、皆様方の変わぬお引き立ての賜であり、心より感謝申し上げます。今後も全役職員が一致団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みを実施してまいりますので、引き続き信頼のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げてご挨拶と致します。

令和元年6月

理事長 井上 龍也



SUKUMO SHOGIN

経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの信頼を確立する

広島市信用組合（広島県）研修



平成30年5月21日、5月22日の2日間に亘って、広島市信用組合（広島県広島市）を、当組合理事長はじめ役職員7名で視察訪問し、同信用組合の「顧客目線・顧客第一主義」による先進的融資推進を中心とした営業活動を、当組合員が実際に各支店に赴き、手法等ノウハウを研修させていただきました。

笠岡信用組合（岡山県）研修



平成30年9月26日には笠岡信用組合（岡山県笠岡市）へ業務視察し、創業支援の取組みや、顧客サポートを目的とした後方支援活動等を勉強させていただきました。

当組合でも、「本気の地域密着金融」を展開し、組合員及びお取引先の皆様のお役に立つ活動を実践して参ります！！！

事業承継支援サービス「TRANBI(トランビ)」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI(トランビ)」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。

事業承継、M&Aについてお悩みのお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます！！！

A large advertisement for TRANBI, featuring various success stories and promotional text.

事業承継マッチングサービス
中小企業・個人事業の
**事業承継なら
おまかせください!**

事業承継・M&Aでお聞きされる悩み

- ① 事業規模が小さくて専門家に相談できない
- ② 事業承継をしたいが初期費用などの手数料が高すぎる
- ③ 事業の承継先が見つからない

ご安心ください!
トランビですべて解決できます!

TRANBIなら事業規範の条件無し!
トランビなら売り主様は手数料も完全無料!
トランビなら平均11社の承継先が見つかる!

TEL 03-5843-8170
SK55HM

実績で選ぶならトランビ!
毎月100社を超える方が登録しています!

個人事業の売却に成功
個人事業の買収に成功
中小企業を上場企業が買収
商業機器販売業の買収に成功
商業機器販売業の売却に成功

まずは無料会員登録!



SUKUMO SHOGIN



「地域の発展」と共に成長する金融

第一勧業信用組合と四万十市との業務提携

四万十市・宿毛商銀信用組合・第一勧業信用組合 連携協力に関する協定書 調印式



写真在より 全国信用協同組合連合会・島支店長・桑江兼治氏（立会人）、第一勧業信用組合副理事長・赤平真樹雄氏、四万十市長・中平正氏、宿毛商銀信用組合理事長・井上龍也

平成31年1月23日（水）第一勧業信用組合・四万十市・宿毛商銀信用組合は「連携協力に関する協定書」に調印いたしました。宿毛商銀信用組合では、取引先に東京圏におけるビジネスチャンスを提供するため、地方しんみどり精力的に連携事業を進める第一勧業信用組合に提携を申し込み、同時に都部市での地域商品の販路拡大並びに観光振興・誘致に取り組む四万十市にも提携参加を持ちかけ、自治体を巻き込んだ「地産地消」に取り組むことにしました。

（協定の目的）

相互扶助の精神に基づき、第一勧業信用組合・四万十市・宿毛商銀信用組合が相互に連携、協力し、地域社会の発展や組合員の幸せに一層貢献いたします。

（実施事項）

- 第一勧業信用組合本部の2階を地方連携オフィスとして使用、かつ商談スペースとしての活用も可能。まち・ひと・しごと創生経営戦略の推進・ビジネスマッチングの為の拠点として活用します。
- 地方のイベント・お祭りの二箇所で、第一勧業信用組合本部2階地方連携スペースと26営業店に掲示申中です。
- 首都圏へ進出した学生への地元企業PRの場として活用します。就職活動における、関東と地方を行き来する手間や費用を少しでも省けるような場所として提供します。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化法が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施しており、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、顧客対応方に変わりなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に実行していく事が、地域経済の活性化、及び不良債権発生の未然防止に繋がっていることから、期限到来後も引き続き、取り扱いからの業務の追跡調査や条件変更等、さらに新規融資や追加融資に積極的に取り組んで行くこととしています。

その具体的な取組内容として、得意先活動を重点とし、他の金融機関との連携強化を図り、小口融資とお客様からの要請を得つではなく、当組合から率先して実施していく融資提案型セールス・ローラー活動や全軒訪問の徹底により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向こ、定性情報の収集によりお客様の資金需要に応えていく態勢が整っていますので、これからも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に応えていくこととしています。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備 (外部専門家・外部機関等との連携を含む) の状況

当組合では総務部を専門部署として「地域支援部門」を設置し、お客様からの要望を待つではなく、得意先活動等により訪問、広報活動を行なう等の事業活動も実施する態勢（得意先の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時、勉強会を行いスキルアップを図っています。

さらに高知県より支援拠点、高知県信用保証協会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適宣紹介を行い、支援を行っていく態勢とされています。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況(支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等)

①創業・新規事業開拓の支援等

②成長支援における支援

③経営改善・事業再生・業種転換等への支援

具体的な取組として、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している全軒訪問の継続実施と共に融資ローラー活動の強化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明懇親の研修の実施、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取組んでいます。こうした取組みにより、不良債権比率も低めで推移しており、新規融資残高の増加にも繋がり、当組合の業務が全体的に好循環になっています。

また今後も経営支援の一環として、「5年経営改善計画書（分析資料）」「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変動等の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「5年経営改善計画書（実技講習）」を作成して経営改善に当たり進歩状況管理を実施しています。さらに「経営状況に応じる期中管理簿」にもとづき、復習担当者が半期に1回割合で債務者と面談し、実態把握、進歩状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っていく取組みを実施しています。

●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取り組みとして、得意先活動に重点を置き、他の地域金融機関との差別化を競り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多頭貸付・営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要請を得つではなく、当組合から率先して実施していく方法）、全軒訪問活動等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要を窺って「丁寧かつ迅速に応えていくこと」が、地域経済活性化に繋がるものとの認識、重点課題として取り組んでいます。

また、地域経済の活性化を目指すには、何と言っても貿易の源泉はありあり、その人の材の育成が最も重要な課題と考え、今後もこれまで以上に人材育成に特に力を入れていくべきと考え実践していくことをしていきます。

さらに連携する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済活性化の一助を担ってまいります。

中小企業・個人事業主または住宅ローンご利用の皆さまからの貸付条件の変更等に関する実績について

平成21年12月から平成31年3月末までの実績

中小企業・個人事業主 56件 344百万円

住宅ローン 13件 137百万円



SUKUMO SHOGIN



文化的・社会的貢献活動

●しんぐみの日 清掃活動



毎週月曜日は、役職員全員で店舗周りのごみ拾いを行っており、しんぐみの日、清掃活動には時間をかけてきれいに清掃を行っております。

●宿毛 桜の里旅行会



平成30年11月吉日、「宿毛桜の里旅行会」一行はバスに乗って宮崎県・鹿児島県を旅行しました。皆さんも各地の名所を巡り、とても楽しめました。

●第10回
宿毛商銀 ゴルフコンペ



年々参加の方方も増えてきており、好プレイ珍プレーありで和気あいあいと楽しめます！

●第19回
宿毛商銀 グランドゴルフ大会



複雑なルールはないので初心者でも楽しくプレーすることができ、職員全員参加で、グランドゴルフ愛好家の皆様と一緒に楽しい時間を過ごしました！

●毎年3月開催

第16回 福引抽選会



当選速報

特等	5万円・5年
1等	3万円・10年
2等	1万円・20本

今年もご家族皆さんで楽しんでいただけるように、たくさんのお菓子や、職員によるバルーンアートでおもてなしさせていただき、大変喜んでいただきました。



役員一覧

理事長	(代表理事)	井上 龍也
専務理事	(代表理事)	松田 選
理事	(非常勤)	米花 國夫 ※
理事	(非常勤)	中村 隆良 ※
理事	(非常勤)	山本 勝敬 ※
理事	(非常勤)	東 高希 ※
理事	(非常勤)	井上 由紀 ※
監事	(非常勤)	松田 真夫 ※
監事	(非常勤)	加藤 高明 ※
員外監事	(非常勤)	山下 章一 ※

(令和元年6月18日現在)

組合員、出資金の推移

区分	平成29年度		平成30年度	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	5,101	108	5,154	109
法人	232	8	243	8
合計	5,333	117	5,397	118

金融ADR制度の対応

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する賃金・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準るものといたします。

当組合へのお申し出先
「お取引先店舗」または「本店・總務部」にお願いいたします。

本店・宿毛支店／總務部
住所：高知県宿毛市宿毛550番地
フリーダイヤル：0120-930166

受付時間：午前9時～午後5時30分
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合總務部へご相談ください。)

しんくみ相談所
(一般社団法人全国信用組合中央会)

〒104-0031
東京都中央区京橋1-9-1
(全国信用組合会館内)
03-3567-2456

受付：月～金
(祝日及び金融機関休日を除く)
9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へお申し出することも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスが便利な地域で手続きを進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の非弁護士会の斡旋センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決を図る。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターにご相談いただき、当該弁護士会の斡旋人とテレビ会議システムを通じてお話ししたことにより、手続きを進めることができます。

東京弁護士会
紛争解決センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3581-0031
<http://www.toben.or.jp/>

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
9:30～12:00
13:00～15:00

第一東京弁護士会
仲裁センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3595-8588
<http://www.ichiban.or.jp/>

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00
13:00～16:00

第二東京弁護士会
仲裁センター
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
03-3581-2249
<http://niben.jp/chusai/>

受付：月～金
(祝日・年末年始を除く)
9:30～12:00
13:00～17:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

☎03-3286-2648
☎0570-022808

キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

暗証番号・カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所地番などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードは必ず許認、保護などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いします。

当組合の職員や警察が電話等で暗証番号をお伺いすることは別にございません。

暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行なうことができます。

ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累计利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することができます。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累计で50万円までが限度となっております。

通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることができます。

偽造・盗難カードによる預金者の被害への捕縛

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき捕縛します。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は7.5%補償となります。

その他の犯罪

- はがきや電報などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようにご注意下さい。不正な請求と見られる場合は最寄りの警察署にご相談下さい。
- 保証料などを支払って交通事故の示談金や賠償返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込め詐欺」がまだ横行しております。振込みを行う前に十分にご確認下さい。

盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

平 日 本店・宿毛支店	0880-63-1166
午前8時30分～午後5時	
〃 SKC集中監視センター	047-498-0151
午前6時～午後10時	
土・日・祝日 SKC集中監視センター	047-498-0151
午前6時～午後10時	

万が一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

金融商品に係る勧説方針

当組合は、「金融商品販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正な確保を図ることをいたします。
当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対する不確実などを断定的・あらかじめ、事実でない情報を提供するなどお客様の誤解を招くような勧説は行いません。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行ないません。

当組合は、職員に対する研修等を通じて役職員の金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧説が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダーリング、テロ資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客様から口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により個人確認を行っておりますが、同法の改正により平成25年4月から取引を行なう目的や職業、事業内容等につきても、あわせて確認（取引時確認）することになりました。さらに平成26年10月から同法の改正にもない取引時確認の方法が一部変わりました。

この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

■取引時確認（お客様への確認）が必要なお取引

- ・口座開設時
 - ・100万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ・200万円を超える現金、持参人払式小切手払い
 - ・融資取引等
- ※これらのお取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

■主な改正内容 (平成26年10月改正)

- ・真写真のない本人確認資料（医療保険証等）を金融機関に提示する場合、別途の本人確認書類の提示などが必要となりました。
- ・法人の取引担当者の方の権限確認方法として社員証が使用できなくなりました。
- ・法人の実質的支配者に該当する自然人を特定しその方の本人特定事項の申告が必要になります。

取引内容	10万円以下 200万円以下	10万円超 200万円超
口座開設、保護預りなどの取引開始	◎	◎
預金口座への現金入金	不要	不要
預金口座からの現金払出	不要	◎
窓口振込 現金	不要	◎
A T M 振込	当組合カード △	取扱できません △
各種料金の支払	現金 不要	現金 △
小切手の支払	現金 不要	現金 △
配当金の支払	現金 不要	現金 △
自己宛小切手の振出	現金 不要	現金 △

(注) △：カード振込の本人確認書類(本人確認書類の未提示等)によっては、お取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

与信取引に関する説明態勢

お客様との密接な関係を維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客様の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談認理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基いて融資審査を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

経営者以外の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資機関の確立等について

平成23年10月14日、「経営者以外の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資機関の確立等」に係る小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び会員検査マニュアルが改正され、同日から適用されたことにより、当組合も連帯責任の確立にて商圏を見直し、経営者以外の第三者等が、経営・実質的に関与していない場合には、個人連帯保証を求めないと原則として取り扱いがでまいります。

一方で、例外的に連帯保証契約を締結できる場合について、契約者ご本人が経営・実質的に関与していないにも関わらず、自動的に連帯保証契約の申し出を行なったものがある場合は、①当組合から特段のご留意をおこなった上で、②契約者ご本人が経営的な意図に基づき申し出を行なった旨が記載され、書面・押印された書面の提出を受ける等により、本契約が当組合から要求されたものではないことが確保された場合、ご契約を締結させていただきます。

経営者保証ガイドラインへの対応について

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本工商会議所）が公表（平成25年12月5日公表）した「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し、遵守します。

今後、当組合と中小企業・小規模事業者等の経営者の方々との間で保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が既存の保証契約の見直しや融資債務の整理を申請して立てる場合等は、本ガイドラインに基づき実施し、お客様との経営的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み状況】

平成30年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は1件（前年度1件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は1.25%（同2.0%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同件）となっております。



貸借対照表

(単位:千円)

資産	平成29年度	平成30年度	負債及び組合員勘定	平成29年度	平成30年度
現金預金	187,583	191,843	預金	18,565,929	18,850,812
預入手形	4,833,254	5,091,716	当座預金	106,075	123,186
コールローン			普通預金	3,124,820	3,474,778
貯蓄現金勘定			貯蓄預金		
委託貸付取扱い払込保証金			定期預金		
買入金銭債務の信託			定期預金		
商品有価証券			定期預金		
有価証券	8,955,673	9,538,692	定期預金		
国債			その他預金		
地方債			預金	14,437,366	14,332,256
短期社債			定期預金	895,002	918,709
その他の証券	4,559,011	4,825,294	定期預金	2,664	1,882
貸出式	27,105	93,134	定期預金	2,000,000	2,800,000
その他の証券	4,369,556	4,620,263	定期預金		
貸出式	7,727,968	7,943,527	定期預金		
割引手形	907	2,185	定期預金		
手形貸付	1,054,200	796,824	定期預金		
証券貸付	6,330,668	6,822,885	定期預金		
当座貸付	342,193	321,632	定期預金		
外國為替			定期預金		
その他の資産	153,556	215,362	定期預金		
未決済為替貸	775	1,612	定期預金		
金信組合出資金	60,400	130,400	定期預金		
未収収益	37,291	40,505	定期預金		
先物取扱い金勘定			定期預金		
その他の資産	55,090	42,844	定期預金		
有形固定資産	275,909	259,066	定期預金		
建物	200,477	182,700	定期預金		
土地	41,994	41,994	定期預金		
リース資産			定期預金		
建設仮勘定			定期預金		
その他の財産賃貸	33,436	34,371	定期預金		
無形固定資産	377	377	定期預金		
ソフトウェアのれん			定期預金		
その他の財産勘定	377	377	定期預金		
前払年費用			定期預金		
繰延税金資産			定期預金		
債務保証見返	4,816	3,164	定期預金		
貸側引当金	△72,654	△83,160	定期預金		
(うち償却引当金)	(△48,721)	(△58,787)	定期預金		
その他の引当金			定期預金		
合計	22,066,486	23,160,590	定期預金		
合計	22,066,486	23,160,590	定期預金		

- 注) 1. 各種の金額は、単位未満を切り捨てて記載しておりますので、内訳項目の合計は、端数部分が不一致の場合があります。
2. 締結金負債は総延税金資産と相殺表示しております。

(記載上の注意)

1 記載金額は、円未満を切り捨てて表示しております。尚、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(1) 繰延税金の前提に必要な経営判断を施かせる事象又は状況はありません。

(2) 次に掲げる会計方針に則りて表示しております。

[1] 有価証券の評価方法及び償却方法

有価証券の目減りの処理については積算平均法による償却並びにその他の有価証券のうち持分のあるものについては事業年度末の市場価格差額に基づく持分法によって行っています。なお、その評価差額金については全部部内資産直上法によって算出しております。

○会計方針の変更・「債券の保有区分に関する当面の取扱い」(実務対応報告第28号平成20年12月5日)に該当するものはありません。

[2] 土地の再評価差額金は該当ありません。

[3] 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建築物)は累積償却法)によつて算出しております。また、主な耐用年数は次のようにあります。

建物 10年~40年

その他 4年~20年

[4] 外貨建置資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しておきます。

[5] 貸倒引当金の会計方針

貸倒引当金は、季別で算定している債務償還の実績(即ち貸倒引当金)に則りて算定しております。

「銀行融資機関の資本の自己資金及び賃貸引当金の監査結果による実績(即ち貸倒引当金)」(日本公認会計士協会会員監査等監査報告書)に規定する貸倒引当金及び貸倒引当金に相当する債権については、一括貸倒引当金と分類され、原則として同一期間引き受けた一括貸倒引当金については投資基準に基づき当てる方法がありますが、当組合は原則により引き受けた一括貸倒引当金については投資基準に基づき当てる方法を選択しております。

また確定期限先債権に相当する債権については、債権から相当の可能性見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当しております。破綻貸倒引当金及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から相当の可能性見込額を控除した残額を引当しております。

全ての債権は資産の自己監査基準(基づき、各業種店(営業運送部等)の協力の下に社務部(資産査定部署))が資産査定実績を算出する、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

[6] 遺職給付引当金の会計方針
「中小企業雇職金共済に移行が完了したことにより、遺職給付引当金は平成20年度決算において消却しております。

尚、当組合は複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(組合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度における当組合の年金資産は、428百万円であります。

[7] 儱役退職慰労引当金の会計方針

「役員退職慰労引当金の会計方針」によると、役員に対する退職慰労労金の支給見込み額のうち過去末までに発生していると認める額を算出する額(即ち役員退職慰労引当金として計上しております)。

[8] 睡眠資金払戻引当金の会計方針

「何らかの私見見込額に相当する額から払戻金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく何らかの私見見込額に相当する額を計上しております。

[9] 個偶発引当金の会計方針

「個偶発引当金の会計方針」によると、借用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金見出し額を計上しております。

[10] 所有権移転外リース取引の会計方針

所有権移転外リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する、事業年度に属するものについては、通常の賃貸取引(又は売買取引)に準じた会計処理によつております。

[11] 会計会計の会計方針は該当ありません。

[12] 金利差額の会計方針及び評価方針は該当ありません。

[13] リースリース取引の評価基準及び評価方法は該当ありません。

[14] その他の採用した重要な会計方針はありません。

(3) 会計方針の変更

平成20年度から、「販賣除税債務に割り当てる会計基準(企業会計基準第16号平成20年3月31日)及び「貢資除去債務に関する会計基準(会計基準適用指針)」(会計会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しておきます。

これによると、本年度の貢資除去債務に関する勘定はあります。

(4) 貸帳表示等の開示、様式及び作成方法に関する規定第8条の第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

「有価証券の会計基準(会計基準第16号平成20年3月31日)」に該当する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「外債券」、「投資債券」、「各債券」

等が該当します。

○買販目的の有価証券に付した有価証券はありません。

○満期保有目的の債券は該当ありません。

○会計方針の変更

「会計会計の会計方針は該当ありません。

○金利差額の会計方針及び評価方針は該当ありません。

○リースリース取引の評価基準及び評価方法は該当ありません。

○その他の採用した重要な会計方針はありません。

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち差	うち差
國債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
外債券	-	-	-	-	-
投資債券	-	-	-	-	-
各債券	-	-	-	-	-

資金運用

- 5.「担保・保証等(Ｂ)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可認と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金残高(Ｃ)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てる金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 7.「貸全率(Ｂ+Ｃ)/（A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 8.これらの開示額は、担保区分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当っている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	年 度	債 権 額 (A)	財 務 - 保 証 (B)	貸 倒 引 当 金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)
確実更生債権 及びこれらに準ずる債権	平成29年度	66	32	34	66	100.0	100.0
	平成30年度	60	28	31	60	100.0	100.0
危 険 債 権	平成29年度	129	107	14	121	94.2	66.1
	平成30年度	190	149	27	176	92.7	66.0
要 管 理 債 権	平成29年度	114	71	-	71	62.4	-
	平成30年度	156	49	0	49	31.5	0.0
不 良 債 権 総計	平成29年度	310	210	48	259	83.7	49.1
	平成30年度	407	227	58	286	70.2	32.6
正 常 債 権	平成29年度	7,430					
	平成30年度	7,546					
合 計	平成29年度	7,740					
	平成30年度	7,954					

区 分	年 度	比 率
不 良 債 権	平成29年度	4.006%
比	平成30年度	5.127%

- (注)「確実更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の手続きにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、3ヶ月以上延滞債権及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で「確実更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 5.「担保・保証等(Ｂ)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 6.「貸倒引当金(Ｃ)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 7.金額は、決算後(償却後)の計数です。

リスク管理方針・体制について

I. 基本方針

金融機関の業務が自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化してきており、それに伴い業務運行上管理しなければならないリスクも幅広い分野にわたりつつあります。信託用機関の経営に影響を及ぼす要因がますます複雑化しております。

そのためリスク管理は、業界全体の健全性維持の観点から、分析・監査・評議会・監査等を通じて、健全な機関を確保することによって、不可欠なものとなっています。

また、中長期的には、場合は、「第1次金融危機の経験と教訓を踏まえ、リスク管理を強化して置き付け、また高いレベルでの統合化・リスク管理を行なうことにより、経営強化力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い収益性の維持を図ること」「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指すこととし、令和元年度は下記のようなリスク管理方針で臨むこととしています。

II. 統合的なリスク管理

統合的リスク管理は、当組合の業務内容に対する各種リスクについて、これを一元的に管理し総合的に捉え、その総合的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保すること目표としています。

また、経営の健全性の確保方法は、経営の健全性を確保し、経営戦略、規模及びリスクの特性等に応じて適切に結合的なリスク管理の構築が求められます。また、経営の健全性を確保するためには、リスクを含め、内包する種々なリスクを総合的に把握した上で、その具体的なリスクに照らし、質と量とともに自己資本を充実していくことが必要です。

そのためには、自己資本を充実していく上での必要な手立てです。

3. (2)市場開闢・リスクに記載

2. コンプライアンスについて

金融機関の業務の公信力を十分に認識し、法令や業界上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めるこで顧客からの信頼を確立しています。

またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンス・プログラムを定期的に見直し、それを役員会が進行する上での具体的な手順を定めたコンプライアンス・マニュアルを役員会に配布し周知徹底していくこととしております。

3. 利用者保護

①顧客の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明。その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規則を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいて業務が行われる状態の整備を行っております。

②申込取扱いに関する説明事例及びこれを補完する該当該申請書類機関に附する説明の概要

4. リスク管理体制と新自己資本比率(市場規制)による表示

金融機関を取り巻く環境の変化などに伴い、経営上重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営においてリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

新自己資本比率(市場規制)に基づく資本状況

①自己資本調達手段の概要

当組合は先述手法に基づく先出資は発行しておらず、自己資本調達手段は普通出資のみです。

平成30年度(末)の普通出資額は18,122万円となりました。

②自己資本の実密度に関する評価方法の概要

平成30年度の自己資本額は13億7千2百万円、自己資本比率は8.90%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、適切に純利益をあげることにより、内部留保を高めてまいります。

(1)個人リスク

個人リスクとは、賃用供与者や財務状況悪化等により保有する資産(オーバーラン資産を含む)の価値が減少しない、消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は経営上の重要課題として認識している収益性の改善・預貯金アップ・預貯金ダウングループの目標で、積極的に融資の推進を行なっています。

また日本銀行は、少年高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等から停滞し今まで不良債権の発生・増加が懸念されている中、自己資本等日々増加の傾向にあります。これらを踏まえると、信用リスク管理は今後も細心の注意を払うが必要であることから、下記の事項を遵守しながら取り組むこととしています。

A. 貸出の原則(公益性、収益性、流動性、安全性、成長性)に則り、その妥当性を明確にする。

B. 小口多頭の原則に基づき、特定業種、特定取引先(大口貸)、特定地域に集中する融資は回避する。

C. 公序良俗違反等の不法な資金使用、無理な資本分派(剰余金)、浮動貸し、情実賃貸等の禁制。

D. 融資審査の際は借入条件の明確化、経営思想、通算財産の核査等に実施する。反社会的勢力はこれらに於ける人の排除。

E. 常業主は店舗の開設に関する規制(日々規制があるとともに、業種において不明な点は、自ら手続き・法規ににより確認する)。

F. 融資審査に際しては定期的に開催するとして、自分の目で見て、実業性を判断に因る限りの融資を実行する。

H. 営業部の一次審査、審査における融資検査や監査の回数は年間2回以上と規定する。

I. 亂暴な融資を防ぐため、各部署の部署責任者にて、より細かい内容で融資を核査・立案し、営業店、本部が連携して計画的に進めること。

J. 融資の応需能力、審査能力の向上に向けた研修を計画的・実施する。

K. 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的を特定し、本人の意思を確認し保護を得ること。

●融資に対する信用リスクとは、取引先の経営悪化により貸出した資金の元本または利息の回収ができないこと、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、預金組合貸出し及び保証会社保証の定期型ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金便用、返済能力、担保評価などについて詳細に見て、営業店、本部、理事長までが個別に裏査し決裁を受けることとしております。



事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成29 年度	経過措置 による 不算入額	平成30 年度	経過措置 による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る総合員勘定又は会員勘定の額	1,287		1,315	
うち、出資金及び資本剰余金の額	117		118	
うち、利益剰余金の額	1,171		1,199	
うち、外部流出予定期(△)	2		2	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23		24	
うち、一時差異引当金コア資本算入額	23		24	
うち、過格引当金コア資本算入額	—		—	
過格旧資本課手続の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増加に関する措置を通じて発行された資本課手続の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿原価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,311		1,339	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く)の額の合計額	0	0	0	
うち、のれんに係りものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	0	
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—	—	
過格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本譲渡手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象資本譲渡手段の額	—	—	—	

信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他の株式譲付等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に該当するものに該当するものの額	—	—	—
うち、解雇税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当するものの額	—	—	—
特定項目に係る1%基準超過額	—	—	—
うち、その他の金融機関等の対象普通出資等に該当するものに該当するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に該当するものの額	—	—	—
うち、解雇税金資産(一時差異に係るものに限る)に該当するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	—	0
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	1,310	—	1,339
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	14,049	—	14,435
資産(オフ・バランス項目)	14,042	—	14,428
うち、純資産にリスクリスクアセットの額に算入される額の合計額	△249	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)を除く	0	—	—
うち、解雇税金資産	—	—	—
うち、前払年金費用	—	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△250	—	—
うち、一時差異に係り該当するものの額	—	—	—
オフ・バランス等取り扱い項目	4	—	7
CVA/ALMリスク額を8%で除して得た額	1	—	0
中央清算機関連携スクエアージュによる信用リスク・アセットの額	0	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	616	—	608
信用リスク・アセット調整額	—	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,665	—	15,044
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.93%	—	8.90%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において定むる銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。



(2) 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	平成29年度		平成30年度		(単位:百万円)
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	
① 織游的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボーラー	14,049	561	14,435	577	
(i) ソブリン向け	14,127	565	14,200	568	
(ii) 金 融 境 間 向 け	1,07	4	1,67	6	
(iii) 法 人 等 向 け	1,551	62	1,517	60	
(iv) 中 小 企 業 等・機 会 向 け	4,723	188	4,476	179	
(v) 抵 当 物 付 住 宅 ロ ン	940	37	950	38	
(vi) 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	544	21	644	25	
(vii) 三 月 以 上 延 游 等	-	-	-	-	
(viii) 出 貸 等	703	28	390	15	
出 貸 等 の エクスボーラー	703	28	390	15	
重要な取扱いのエクスボーラー	-	-	-	-	
(ix) 地の金融機関等の対象資本額	1,240	49	1,140	45	
該当する取扱いのうち新規導入資本等及び他の地のLAC融資調達手段によるものに係るエクスボーラー	60	2	130	5	
(x) そ の 他	4,254	170	4,782	191	
② 累 奪 化 エクスボーラー	4	0	7	0	
③ リスク・ウェイドのみなし計算が適用されるエクスボーラー	0	0	227	9	
ルックス・ア・方式			227	9	
マシテト方式					
豪華性方式(250%)					
豪華性方式(400%)					
フォールバッハ方式(1250%)					
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					
⑤ 地の金融機関等の対象資本額	△250	△10	0	0	
該当する取扱いのうち新規導入資本等によるものに係るエクスボーラー					
⑥ CVA/リスク相殺額をみて算入した額	1	0	0	0	
⑦ 中央清算期間別累計エクスボーラー	0	0	-	0	
口 オ ベ レ ー シ ョ ナ ル / リ ス タ	616	24	608	24	
ハ 単体終所要自己資本額(イ)の額	14,668	586	15,044	601	

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスボーラー」とは、直譯「流動性商品取引によるものと勝手」並びに「オフ・バランス取引」及び「CVA取引」の与権相手額です。

3. 「ソブリン」とは、中央銀行、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外務省の中央銀行等の公共部門、当該部門においてソブリン扱いになっているもの、国際開発銀行、国際政策金融公庫、国際政策金融公庫、政府中銀銀行、政府共同体、政府保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元手は利子の支払約定日よりの翌日から3ヶ月以上延滞している債務に係るエクスボーラー及び「ソブリン向け」の金融機関及び第一種金融商品取引業者向け、「法人等向け」においてリスク・ウェイドが150%になったエクスボーラーのことです。

5. 「その他の」は、(i)～(x)に区分されないエクスボーラーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資本、株式投信等が含まれます。

6. オベレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オベレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

÷B%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体終所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	宿毛商銀信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,339百万円
配当率	年 2.00%

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイドのみなし計算が適用されるエクスボーラー及び証券化エクスボーラーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスボーラー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

エクスボーラー区分	信 用 リスク エクスボーラー 年末残高	三 月 以 上 延 滞 エクスボーラー					
		貸出金、コントラクト及びその他のリラバシブル取引	トランクルーム取引	リバウンド取引	バランス取引	デリバティブ取引	三 月 以 上 延 滞 エクスボーラー
地 域 分 区	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高
業 種 分 区	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高
期 間 分 区	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高	年 末 残 高
地 域 別 合 計	10,351	20,173	10,458	10,634	8,892	9,538	—
製 造 業	1,261	1,062	142	120	1,118	941	—
農 村・林 業	140	189	140	141	—	57	—
漁 業	622	411	622	411	—	—	—
旅 行・宿 宿	—	—	—	—	—	—	—
建 築 業	571	777	571	564	—	212	—
電 気・ガス・熱供給・水道業	608	707	3	—	602	707	—
信 通 信 信 業	400	413	—	—	400	413	—
運 輸・輸 送 業	418	418	107	125	308	292	—
卸 売 業・小 売 業	830	1,061	465	482	364	569	—
金 融 業・保 険 業	3,679	3,641	100	—	—	3,578	3,641
不 動 產 業	731	532	5	4	735	528	—
飲 食 業	125	248	125	147	—	100	—
土 木・機 械・ガス・製紙業	7	118	7	8	—	110	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	417	531	417	531	—	—	—
國・地 方 公 共 团 体	334	349	—	—	334	349	—
個 人	4,929	5,254	4,929	5,254	—	—	—
そ の 他 の 特 別	4,276	4,444	2,818	2,832	1,457	1,612	—
業 種 別 合 計	10,351	20,173	10,458	10,634	8,892	9,538	—
年 末 残 高	1,595	1,236	795	430	795	795	—
1 年 以 上 3 年 未 滞	2,102	1,278	115	252	1,986	1,025	—
3 年 以 上 5 年 未 滞	1,031	1,577	420	363	610	1,213	—
5 年 以 上 7 年 未 滞	1,814	2,040	724	638	1,088	1,401	—
7 年 以 上 10 年 未 滞	2,480	2,140	824	937	1,656	1,204	—
10 年 以 上 未 滞	6,451	7,636	4,505	4,967	1,948	2,666	—
期 間 別 定めのなきもの	3,875	4,270	3,072	3,042	802	1,227	—
そ の 他	0	0	—	—	—	—	—
残 保 期 間 別 合 計	19,351	20,173	10,458	10,634	8,892	9,538	—

(注)1. 「貸出金、コントラクト及びその他のリラバシブル取引のうちバランス取引」とは、貸出金の期末残高の約半分、当座貸越等のコミットメントの与信相当額のうちバランス取引のうちの約半分の合計額であります。

2. 「三月以上延滞等」とは、元手は利子の支払約定日よりの翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスボーラーのことをいいます。

3. 上記各業種別の内訳には、直付となる各々の販賣の部又は一部と一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することに困難なエクスボーラーであります。具体的には業種区分別百万円、投資信託等1,246百万円、その他の証券等90百万円が含まれます。

4. CVA/リスク相殺額をみて算入した額

5. 業種別区分は日本損害業連合会員の大分類に準じて記載しております。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成29年度 23 平成30年度 23	0 0	- -	23 24
個別貸倒引当金	平成29年度 35 平成30年度 48	13 10	- -	48 58
合 計	平成29年度 58 平成30年度 71	14 10	- -	72 83

(注) 当組合では、自己資本比率に応じて、投資損失引当金、偶発損失引当金等を一般貸倒引当金あるいは、個別貸倒引当金と併称するものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

業種	期首残高	当期増加額	当期減少額						期末残高	貸倒金債却	
			目的	使 用	其 の 他	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
製造業	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	-
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業・小売業	8 12 4	-	-	-	-	2	12	10	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	5 5 0	-	-	0	5 5 0	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス業	-	-	19	-	-	-	-	-	19	-	-
国内外公共施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報人	20 29 8 0	-	-	0	1 29 28	-	-	-	-	-	-
合 計	35 48 13 20	-	-	0	9 48 58	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、国内で開拓されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告知で定めるリスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額	
	平成29年度	平成30年度
格付適用有り	100	3,265
0%	100	3,265
10%	77	476
20%	1,951	5,042
35%	-	1,550
50%	1,427	8
75%	-	1,222
100%	3,301	4,711
150%	-	51
250%	793	46
1,250%	-	-
その他	-	-
合 計	7,650	16,375
	8,115	17,596

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. クレジット保有する調整項目によってエクspoージャー・経過措置による不算入分を除く。CVAリスクおよび中央清算機関関連

エクspoージャーを含めています。

4. 「1,250%」について、自ら資本比率公示の規定により、平成26年度よりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

債券リスク削減手法	湛水金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
ポートフォリオ	673	845	34	31	-	-
債券リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
① ソブリン向け	1	2	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	256	258	-	-	-	-
④ 中小企業・個人向け	383	318	34	31	-	-
⑤ 損当権付住宅ローン	31	65	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上借入等	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
重要な質のエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関の対象書類譲渡手続のうち、普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑩ 信託開設組合連合会の対象書類譲渡等であって、自己資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	-	-	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、湛水金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. ①「保証」は、自ら「平成26年会計年度報告書」第45条(借入保証会社、農業信用基金会合会、生涯信用基金会合会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域活性化セイセイ保証機構等により保証されたエクspoージャー)を読みます。

3. 「その他」は、①に区分されないエクspoージャーですが、具体的には不動産賃貸借、有形固定資産、株式投資等が含まれます。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化エクspoージャーに関する事項 該当なし

(8) 出資等エクspoージャーに関する事項

貸付対照表上額及び時価	(単位:百万円)		口・出資等エクspoージャーの先却及び償却に伴う損益の額
	平成29年度	平成30年度	
返 帯 分	定期計上額	持 有 額	資本計上額
上場株式等	26	26	92 92
非上場株式等	60	60	130 130
合 计	86	86	223 223

(注) 投資信託等の権利の資本を差し引きするエクspoージャー(いわゆるフンド)のうち、上場・非上場の権利が含まれるエクspoージャーについては、含んでおりません。

ハ. 資信債対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

評価損益の額	(単位:百万円)		二・貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
	平成29年度	平成30年度	
評 価 損 益	-	-	(注)「貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(注)「貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

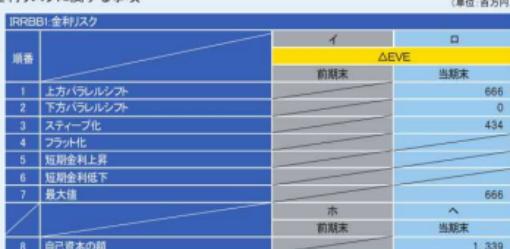


(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項

	(単位：百万円)
	平成29年度
	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスボージャー	120
マンデート方式を適用するエクスボージャー	
収益性方式(50%)を適用するエクスボージャー	
収益性方式(400%)を適用するエクスボージャー	
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスボージャー	

(10)金利リスクに関する事項

(単位：百万円)



(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計算法が変更になりました。このため、開示年度につき、当期末分のみを示しております。

なお、前年度開示しておりました旧基準による「金利リスク」欄に於て内部監査に使用した金利シックル、信用組合業界で構築したKCI-ALMシステム及び証券会社の組合システムを用いて、金利シックルを保有期間1年、観測期間1年で計測される金利変動の99パーセンタイル値(1パーセンタイル値)を用いて銀行勘定の金利リスクを計測しており、当期末の△EVEとは計の定義が異なります。このため、両者の差額を金利リスクの増減を示すものではありません。

私は当組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計画書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和元年6月19日

宿毛商銀信用組合

理事長 井上 龍也

法令等遵守体制について

「コンプライアンス(法令等遵守)」は、法令やルールを厳格に遵守することはより、社会的規範を全うすることをいいます。

中小企業等協同組合組合員は、民法、刑法、商法、判断の法律を守ることによって最も多く、金融業務において、公正な競争の確保、顧客情報の最適な取扱い、インシデント取り扱いの禁止、モニターリングの停止、個人確認、預金名寄せ等の登録、個人情報保護など、豊多の法令やルールがあるがこれらは厳格に遵守しなければなりません。さらにこれらは前の規則として、金融業務の公的性の点からみても社会的規範を遵守した場合は、預金が最大の財産であることを踏まえ、規則によっては大きなダメージを負うことがあります。

当組合は過去の不正措置を極力しく懲戒として謝罪してきました。

こうした意識の下にコンプライアンスの構造および実務を経営の最高課題と位置づけ、当信用組合のコンプライアンスを実現するための実践計画として本プログラムを制定しています。

1. 遵守すべき法等

当組合の役員は、金融機関に従事する者として法令・規制などを遵守することはより、社会的規範を全うしなければならない。その具体的手引書が「コンプライアンスハンドブック(コンプライアンスマニュアル)」であり、全役員はその説明を十分理解し日々実践に努めています。

なお、コンプライアンスハンドブックは、法令等の制定・改廃および社会規範の変化に対応し、実効性を確保するため、原則として年度ごとに見直しを行って

います。

2. コンプライアンス実践体制の整備

当組合は、コンプライアンスの実践を確保するため、組織および分掌等を次のとおり定めます。

(1)組織の整備

コンプライアンス委員会は理事会長他役員7名で構成する。コンプライアンス統括部署は総務部とし、本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を各2名配置しています。

①コンプライアンス委員会の役割

コンプライアンスプログラム 制度・規制の作成	コンプライアンス・ハンドブック(コンプライアンスマニュアル)の作成
運営会議の実施	運営会議に対する報告事務の統括・決定

②コンプライアンス統括部門の役割

コンプライアンスプログラム 制度・規制の作成	運営会議の開催・運営会議討議の具体 事項	運営会議への報告案件提出	運営状況のフローラップ
制度・規制情報の収集・管理	コンプライアンス運営行為の再発防止 策の検討	コンプライアンス担当者への定期評定	実績評定と人事考課への反映
コンプライアンス問題に対する相談窓口	コンプライアンス委員会事務の作成	コンプライアンス担当者の職務	実施状況のモニタリング
運営会議の実施、回数の記録 運営会議出席率	報告書からの相談・質問の受付・実施評 定結果	経営部門への報告・経営評議会の開催	コンプライアンスの啓発活動

(2)報告体制の整備

①組織内体制

役員会のコンプライアンス実践会場相談・報告は、「コンプライアンス体制組織図」の通り、原則としてコンプライアンス担当者を通じて行うものとするが、状況に応じて経営幹部へ直接行うことができるものとします。

なお、報告書類は、必要に応じて書面によるものとします。

②外部組織

- ア.外部の監督機関及び監査団については、経営幹部・監査役・監理役に記録し、経営幹部に報告しています。
- イ.反社会的勢力に対する対応等については、当組合業務上のミスの発生を防止するなど反社会的勢力の付け入れる障壁なくすることが必要であるが、介入された場合は、新規とした特例で協力したものと、状況に応じて監査に通報・相談・対話等から適切な対応策を講じる。対応結果は記録し、経営幹部に報告するものとします。
- また社会的勢力をに対する監査、対応方針等についてはコンプライアンスマニュアルを参照しています。
- なお、必要に応じ、監査への協力を要請し、監督官庁への報告を行います。

③規程の整備

コンプライアンスマニュアル、倫理規程等コンプライアンス推進規程規程の制定・改廃はもとより、組合業務執行上必要とする各種規程類及び各種取扱要領の制定・改廃を行い、「規程規程体系」に沿って規程類の見直し・整備を図っています。

④コンプライアンス・プログラムの策定

企業倫理及び法令等の厳格な遵守(コンプライアンス)を組合全体に浸透させる必要があるの
ので、次の施策を通して認識と意向に努めています。

①業務活動(創造的)にコンプライアンスハンドブック(組合運営)の輪読を行っています。

②役員会を対象にコンプライアンス通過審査の受講及び検査の受講を実施しています。

③海外実習のコンプライアンス研修会に可能な範囲で参加する。

④コンプライアンス担当者を中心とした、事務研究会(討議形式)を開催しています。

⑤各部門責任者を講師として研修に参加させ、他の理数も積極的に関与することとし、法令遵守

に対する認識、意識の向上に努めています。



SUKUMO SHOGIN

主要な事業内容

預金業務

普通預金	貯蓄預金	当座預金	通知預金	納税準備金
定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等）				
定期預金	総合口座	決済用預金		



窓口・ATM振込手数料一覧表

振込	取引内容	金額層別	ATM操作カード振込手数料		窓口（信託・支店扱い）の場合は 振込取引の場合	
			白銀合カード	黒銀合カード	地行カード	一般 振込
振込	他金融機関宛	5万円以上	432円	300円	648円	864円 600円
		5万円未満	324円	200円	432円	648円 400円
	当組合本支店宛	5万円以上	216円	無 料	432円	432円
		5万円未満	108円	無 料	216円	216円 無 料
	同一店舗内	5万円以上	108円	無 料	432円	216円 無 料
ATM延長時間利用手数料			無 料	無 料	地行カード	216円
ATM銀行間利用手数料			無 料	無 料	地行カード	216円
ゆうちょ銀行銀行間利用手数料			無 料	無 料	地行カード	216円
振込	取引内容	小切手	約束手形	即時入金	非組合員	組合員
	四国銀行 宿毛支店 宛	1通につき	無 料	756円	600円	
	高知銀行 宿毛西支店 宛	1通につき	無 料	756円	600円	
	愛媛銀行 宿毛支店 宛	1通につき	無 料	756円	600円	
	みずほ銀行 宿毛支店 宛	1通につき	無 料	756円	600円	
上記以外の他金融機関 宛			1通につき	756円	600円	756円 600円
振込	当組合本支店 宛	窓口へ全額の組合員	-	無 料	無 料	無 料
	宿毛小切手支払	1通につき	432円	無 料	-	-
その他	送金・振込の組合員	1件につき			600円	
	不渡手形返却料	1通につき			600円	
	取扱手形組戻し料	1通につき			600円	
	取扱手形店頭呈示料	1通につき			600円	
	手形	500円			750円	
手形・小切手	小切手	500円			540円	
	マルチ手帳	1枚につき			540円	
各種証明書の発行手数料	残高証明書	1通につき			300円	
	支店別証明書	1通につき			300円	
各種証明書の発行手数料	通帳・証書の再発行手数料	1通につき			500円	
	個人データ開示請求手数料	1通につき			500円	
キヤッショカードの再発行手数料	紛失、盗難、発行後3年未満の破損の場合	1枚につき			1,000円	
	発行後3年以上経過し破損、摩耗した場合				500円	
融資証明書発行			1通につき		3,240円	
契約内容変更手数料（貸出金利見直し手数料含む）			1契約につき		5,400円	
線上返済額（100万円未満）					5,400円	
一部線上返済全額線上返済			線上返済額（500万円未満）		10,800円	
全額線上返済			線上返済額（1000万円未満）		21,600円	
線上返済額（1000万円以上）			線上返済額（1000万円以上）		54,000円	
借換手数料			他行への借換（線上返済手数料も必要です）		10,800円	
線上返済手数料に関する特約書「終結式」の場合						
融資実行後5年内の場合						
【額額または一部線上返済元金額×1.0%+消費税】（円単位未満切り捨て）						
融資実行後5年超の場合						
【額額または一部線上返済元金額×0.5%+消費税】（円単位未満切り捨て）						
不動産調査事務手数料						
（住宅ローン・事業用太陽光発電設備・事業用風力発電設備・パートローン・その他）			1契約につき			
					10,800円	

国内為替取扱実績

区分	29年度		30年度	
	件数	金額	件数	金額
送 金・振込	他の金融機関向け	4,660	3,383	5,028
	他の金融機関から	10,995	4,216	13,178
代 金 取 立	他の金融機関向け	406	268	247
	他の金融機関から	72	46	61

為替・サービス業務

自動受取サービス（各種年金・給与・配当金等）
 支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料など）
 送金サービス（授業料・家賃・株式の払込みなど）
 キャッシュカード（他行カード振り込み・相互入金等）
 納付・振込
 年金、税務などの各種相談サービス

地区一覧

当組合営業地区
 宿毛市、四万十市、土佐清水市、
 布多郡一円、愛媛県のうち堂南町

業界の間連会社

会社名	全国信組不動産㈱	信組情報サービス㈱	全国しんみ保証㈱
所在地	東京都中央区京橋5-9-1	千葉県白井市京台1-2	東京都中央区京橋1-9-1
業務内容	信用組合の事業用不動産の売買、賃貸借及び管理、損害保険の代理業	信用組合の電子計算装置受託	信用組合並びに金融機関が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証
設立年月	昭和45年12月	昭和60年5月1日	平成3年8月7日
資本金	2,5百万円	4,6百万円	3,0百万円
出資比率	0%	0%	0%



SUKUMO SHOGIN

総代会に関する情報開示

◎総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の意思により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に關係なく、一人一票の議決権及び選舉権を持ち、総会を通過して信用組合の運営に参画することができます。

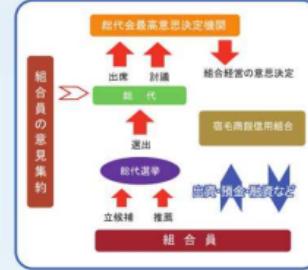
しかし、当組合は、中小企業等の組合員及び定めの定めのことにより「総代会」を設置しています。

総代会は、組合員と同様に組合員一人ひとりの意見を信用組合の経営に反映させよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により選挙され、組合員の意見を公正に反映し、実施した結果を確保している。また、総代会は、組合員の意見を意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金分配、年次計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議を行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信託組合に対する意見や要望を信託組合に経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限らずするところなく、定款第2条末までとなっております。

選舉手続きの概要是、次のとおりであります。詳細につきましては私どもの組合の本店及び宿毛支店に掲示いたしますのでご覧ください。



総代選挙規約

(目的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、選挙式無記名投票によって行う。

3 総代の選挙は、住民登録の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第8条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。

2 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

(1) 成年被後見人又は被後見人。

(2) 被監護者で復権のできない者。

(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(4) 犯罪既往時にB級を越える者。

(総代の定数、選挙区及びその定数)

第4条 当組合の定数は100人以上105人以内とする。

2 総代の選挙区及び選挙区毎の定数は、別表(様式第1号)のとおりとする。

(選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第5条 選挙区毎の選挙すべき総代の数は、第4条で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第6条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と開票)

第7条 選挙長は、選挙期日の3日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(1) 選挙権及び選挙区毎の選挙すべき総代の数

(2) 候補者の届出を受け付ける期間及び受け付け方法

(3) 選挙期日

(4) 投票の開始及び終了の時間

(5) 選挙の開票場所

(6) 選挙人名簿の保管期間・開票時間・場所

(7) 選舉管・地区選舉管り人(以下「選舉管理人」という。)及び選挙立・食人(以下「選挙立食人」という。)の氏名

(8) その他当組合が必要と認めた事項

2 選挙長は、必ず得ない事由があると認めるときは、第1項各号に定める事項を変更することができる。この場合においては、その旨を速やかに公告(様式第3号)する。

(選挙人の名簿)

第8条 選挙人名簿(様式第4号)は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。

2 選挙人名簿は、選挙期日の7日前の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の概算に供するものとする。

3 選挙人名簿に登録されない組合員は、選挙人名簿の確定の時刻、選挙人名簿に対して、選挙人名簿への登録(様式第5号)を求めることができる。ただし、選挙長は正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を認めることがある。

4 前項の選挙人名簿は、選挙期日の25日前に確定する。

5 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の候補の承認を停止する。

(候補者の提出)

第9条 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の20日前までに組合所定の届出書(様式第6号)を選挙長又は選挙管理人に提出して、これを行う。

2 選挙人名簿に登録された組合員が、選挙人名簿の候補者にしようとするときは、本人の承認を経て前項の期日までに推進(様式第7号)する。

3 前二項により受けられた者を候補者とする。

4 選挙管理人が第1項の立候補者又は第2項の推進者を受理した場合、選挙管理人は、当該立候補者及び推進者を選ばなく選挙長に提出する。

(候補者の公表)

第10条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告(様式第8号)する。

(1) 理事会の定めた上級選挙期日及び場所

(2) 理事会の定めた上級選挙すべき総代の選挙区及び総代の数

(3) 立候補者の属性(氏名・年齢・性別等)

(4) その他必要と認める事項

2 前項公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告(様式第3号)する。

(選挙長)

第11条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を統括する。

(選挙管理人)

第12条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。

2 選挙長は、選挙区毎の組合員のうちから選挙管理人を委嘱(様式第9号)する。被委嘱者はからはその承諾書(様式第10号)を微求する。

3 選挙管理人は、候補者になることはできない。

4 選挙管理人は、選挙にに関する事務を管理する。

(選挙立会人)

第13条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから地区選挙立会人を委嘱(様式第11号)する。被委嘱者はからはその承諾書(様式第12号)を微求する。

2 選挙立会人は、候補者になることはできない。

3 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名)

第14条 選挙管理人は候補者より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)

第15条 投票用紙(様式第13号)及び書面による投票用紙の封筒の様式(様式第14号)は、選挙長が定める。

2 選挙用紙は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式(様式第15号)を定めることができる。

(投票)

第16条 総代は、所定の投票用紙による選挙用紙において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから白書して、これを投票箱に投入する。

2 前項第2項に記載した投票用紙を用いる場合は、候補者は投票しようとする候補者の氏名の上に〇印をつけて、これを投票箱に投入する。



(期日前投票)

- 第17条 選舉長は、選舉期日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選舉期日の公告があつた日の翌日から選舉期日の前日までの間で、選舉長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」という）を行わせることができる。
- (1) 稽察では業務に従事すること
 - (2) 式典の喪主等の葬儀祭の主祭である者、その者の親族その他の社会通念上これらの方に該当する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において、用務に従事すること
 - (3) その他の選舉長が期日前投票を許可する事由が相当と認める事由が存するとき
- 第19条 第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行つたうえで適用される。

(不在投票)

- 第18条 組合員が、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により選舉の当日自ら投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に従つて、書面又は代理人をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)

- 第19条 組合員が、書面により投票行おうとするときは、選舉期日の前日午後4時までに、選舉長又は選舉管理人に対して、書面により投票を行つてもらうための登録及びその登録証明書（以下「登録書」といいます。）の交付を請求する（様式第16号）。
- 選舉長又は選舉管理人は登録書に記載した正當なものと認めたときは、投票用紙及びその封筒を提出しなければならない。
- 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者の氏名を記載した投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に〇印を記しうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選舉長又は選舉管理人に提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

- 第20条 組合員が、第18条の事由により、代理人をもって投票を行おうとするときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持たさなければならぬ。
- 2 球員は、委任状による投票権を行使しようとするときは、選舉管理人に当該委任状を提出して、これを行ふものとする。
- 3 代理人は、之上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
- 4 代理人は組合員とする。

（注）代理人による投票を認めない場合は以下のとおり記載する。

第20条 代理人による投票は行ふことできないものとする。

(代筆による対応)

- 第21条 身体の拘束又は文書により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選舉管理人に対してその旨を申請し、次各号を全て満たす方針により、委任状なくして、投票をすることができる。
- (1) 上記の申請を認めた選舉管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」という）2名を定める。
 - (2) 投票場所において、投票補助者のうち1人が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。
- （3）第2項に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)

- 第22条 選舉管理人が正當なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選舉立会人の意見を聞いて、これを行ふ。
- （投票の終了）
- 第23条 選舉管理人は、投票が終了したと認めるときは、選舉立会人の意見を聽いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
- 2 選舉管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

- 第24条 選舉管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選舉立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

- 第25条 投票の効力について疑惑が生じた場合は、選舉管理人が選舉立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

- 第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行ふ場合に〇印以外の事項を記載したもの
 - (3) 選舉すべき絶対的の定数を超えて候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行ふ場合に選舉すべき絶対的の定数を超えて〇印をつけたもの
 - (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いもの
 - (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに割当しなかったもの
 - (6) 白紙で投票したもの

(当選人)

- 第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選舉区の選舉すべき組合の数に至るまでの者とする。
- 2 当選人を決定するに当たり得票数が同じであるときは、選舉管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票当選)

- 第28条 候補者の数がその選舉区において選舉すべき組合の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
- 2 前項の規定により投票を行わなくなったときは、選舉長はその旨を公表（様式第18号）する。

(当選人の登録・公示)

- 第29条 当選人が決定したときは、選舉管理人は、速やかに、その結果を選舉長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。
- 2 当選人は、当選人に対する当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選区内についてその選舉区の組合員に連絡を取るものとする。

(就任)

- 第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、絶代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選舉長に提出するものとする。
- 2 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその選舉を承認したものとみなす。
- 3 前二項に基づき、当選人が、絶代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の日目に絶代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく後期の選舉における当選人は、就任を承諾した日に絶代に就任するものとする。

(当選人の連続補充)

- 第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選舉管理人は選舉長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。
- 2 前項の場合には、前項の規約を準用する。

(総代選挙権)

- 第32条 選舉管理人は、総代選挙権（様式第23号）（以下「選挙録」という）を作成しなければならない。
- 2 選挙録には、選舉の経過及び結果を記載し、選舉管理人及び選舉立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選舉長に提出しなければならない。
- 3 選選の選挙権は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

(補充の選挙)

- 第33条 候補者の届け出された選舉区において選舉すべき組合の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数についてでは選舉なく補欠選挙を行なう。当選人の数がその選舉区において選舉すべき組合の数に不足し、又は不足数に足りない場合は、不足数についても同様とする。

(補欠の選挙)

- 第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は選舉なく補欠選挙を行う。
- 2 補欠の選挙は選舉された総代の数に欠員の生じた選舉区において行う

(細則)

- 第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。
- （附則）
- 第1条 本規約の制定及び改廃は総代会の承認を経なければならない。
- 第2条 この規約は昭和60年12月2日に改正する。
- 第3条 この規約は平成16年6月24日に改正する。
- 第4条 この規約は平成30年6月18日に改正する。



総代の選挙区及びその定数

選挙区	地 域	定 数
第 1 区	宿毛市小篠塚町、幡多郡大月町、土佐清水市	45名以上60名以内
第 2 区	第1区を除く宿毛市内区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町	45名以上60名の以内
計		105名

総代氏名一覧

氏 名	第 1 区 年 齢
羽 莫 久 寿	田 / 澄 70歳
森 田 浩	田 / 澄 70歳
井 上 由 紀	内外の派 69歳
吉 村 雅 三	内外の派 69歳
井 伊 龍 也	内外の派 69歳
山 本 伸 也	内外の派 69歳
鳥 内 明 明	海 84歳
千 谷 正 男	海 70歳
浦 戻 良 一	大 海 76歳
藤 田 清 俊	大 海 64歳
瀬 木 中 久	大 海 64歳
佐 増 伸 也	大 海 64歳
岡 田 雄 一	大 海 64歳
尾 木 伸 也	大 海 64歳
岸 本 伸 也	大 海 64歳
川 増 伸 也	大 海 64歳
尾 木 伸 也	伊 野 59歳
尾 木 康 正	伊 野 59歳
桑 清	伊 野 57歳
免 田 直	伊 野 60歳
松 田 遼	伊 野 60歳
吉 田 克 也	伊 野 60歳
高 木 雅 也	伊 野 60歳
尾 木 実 伸	伊 野 60歳
尾 木 康 伸	伊 野 60歳
小 川 伸 也	伊 野 60歳
西 田 駿 伸	伊 野 60歳
坂 本 伸 也	伊 野 60歳
名 古屋 伸 也	伊 野 59歳
松 本 伸 也	伊 野 59歳
松 本 伸 也	伊 野 59歳
山 口 伸 也	伊 野 59歳
山 中 正 伸	伊 野 59歳
吉 田 私 蔵	伊 野 57歳
伊 与 田 文 朗	伊 野 64歳
岡 田 雄 一	伊 野 57歳
佐 井 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
橋 伸 也	伊 野 65歳
三 島 知 男	伊 野 83歳
宮 地 良 和	福 83歳
山 本 浩 二	福 57歳
川 増 伸 也	福 57歳
佐 田 伸 也	福 57歳
高 木 伸 也	福 57歳
高 木 伸 也	天 77歳
西 田 伸 也	天 69歳
西 田 伸 也	天 69歳
林 伸 也	天 69歳
山 中 伸 也	天 69歳
名 古屋 伸 也	天 69歳
佐 田 伸 也	天 69歳
田 中 伸 也	天 69歳
山 田 伸 也	天 69歳
末 花 伸 也	天 69歳
末 花 伸 也	日 72歳

年齢は令和元年6月1日が基準となっております

総代の属性別構成比



第66期通常総代会の決議事項

第 66 期通常総代会が、令和元年 6 月 1 日午前 9 時 30 分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり決議されました。

報告事項

第 66 期（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）事業報告の件

決議事項

第1号議案

第66期（平成30年4月1日～平成31年3月31日）計算書類、剰余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案

第67期事業計画および収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案

定款の一部改正の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

●役員一覧

理 事 長 (代表理事) / 井 上 龍 也	理 事 (非常勤) / 井 上 由 紀
専 務 理 事 (代表理事) / 松 田 遼	理 事 (非常勤) / 長 尾 文 利
理 事 (非常勤) / 米 花 圭 夫	監 事 (非常勤) / 松 田 典 夫
理 事 (非常勤) / 中 村 隆 仁	員 外 監 事 (非常勤) / 加 藤 高 明
理 事 (非常勤) / 山 本 勝 敏	員 外 監 事 (非常勤) / 山 下 章 一
理 事 (非常勤) / 東 高 希	

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の効率として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。



【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定期限と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	30,022	40,000
監事	1,350	3,000
合計	31,372	43,000

注1：上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2：支払法人は、理事6名、監事3名です。

注3：使用人兼務理事はおりません。

注4：上記以外に支払った役員退職慰労金は理事900千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信託協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1：対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2：「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3：当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬等となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

職員紹介

●宿毛支店



左前より

融資係長	清家 寿彦
得意先係	濱口 健二
得意先係	小島 里沙
副支店長	長岡 宏幸
営業店	阿部 円香
営業店	木村 里津子
得意先係	松本 亜子
営業店	中村 亜希

左後より

得意先係長	稻野 智章
得意先係	松澤 秀和
得意先係長	浜田 浩平
得意先役	亀井 久幸
営業統括部長 兼 支店長	所谷 祐二

本店営業部

左より

営業店	松本 直子
得意先係	瀬山 洋輔
次 長	岡村 恵
営業統括部長 兼 支店長	所谷 祐二
係 長	井垣 加代
部 長 代 理	岡原 浩子



●本部（総務部）

左前より

企画推進課 課長	黒川 健太
総務課	中山 茉歩
専務理事	松田 遼
理事長	井上 駿也
総務課 課長代理	平岡 正也
総務課	菅 由美



営業のご案内

預金商品のご案内

※この預金は、預金保険制度の対象となります。

商品名	商品内容	ご利用期間	お預入金額
当座預金	小切手、手形がご利用いただける預金です。	いつでもご入金お引出できます。	1円以上
普通預金	當業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おさつがわりにご利用いただけます。	1円以上 新規申込時のみ1000円以上。	
貯蓄預金	基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。	普通預金はいつでもご入金お引き出しができます。	
総合口座	貯める・残やす・支払う・受取る・借りる5つの機能を1箇所の通帳にセットした大変便利な口座です。	普通預金 1円以上 定期預金 1,000円以上	
納税準備金	納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。	納税預金にお引き出し。	1円以上
通知預金	預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。	7日以上	1,000円以上
スーパー定期預金	預入期間が1ヶ月以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。当業店にて自動的に継続される便利な自動継続払いございます。 (今後定期預金のお問い合わせください)	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年保証の有利な定期預金です。お預入期間は最高3年です。 お書換えの手間のかからない便利な自動継続払いございます。	据置期間1年 最長預入3年	1,000円以上 300万円未満
大定期預金	市場の利動向等を考慮し金利が設定され、大口預金の運用に最適な定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続払いございます。	1ヶ月以上 5年以内	1千万円以上
変動金利定期預金	預入期間中に毎ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続払いございます。	1ヶ月以上 3年以内	1,000円以上
定期積金	掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間もヶ月から6ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご積み込むいただける定期積金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上

ローンのご案内

※上手に借りて、上手に使って、上手に返そう

商品名	商品内容	ご融資額	ご融資期間	担保・保証
住宅ローン	実地の取得、住宅の新築、建築費、中古住宅の購入等にご利用いただけます。	5,000万円以内 5,000万円以上	最短3年以内 木造25年以内	保証会社等の保証付、場合ごとの保証人・不動産等
リフォームローン	住宅全般に関するリフォームをご利用いただけます。	10,000万円以内	15年以内	保証会社等の保証付、場合ごとの保証人・不動産等
マイカーローン	車の買替え・車両費用等にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内	10年以内	保証会社等の保証付、保証人等
教育ローン	入学金・授業料・学費費用・家賃等、教育に関する費用にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内	15年以内の間隔で、卒業予定期までの借入可	保証会社等の保証付、保証人等
程度額認定ローン	程度額の範囲内で、入学金・授業料・学費費用・家賃等、教育に関する費用にご利用いただけます。	100万円以上 300万円以内	3年ごとの自動更新 最終更新は放款未満	オリコの保証付、併場合により保証人必要
生活サポートローン	選別に及んで高利回りの株価が増加、お預りの方、ご相談の上お取扱いいたします。	10万円以上 300万円以内	10年以内	放款把握の上決定 状況把 握の上決済
目的ローン	教育・車以外の目的のあるお使い道にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内	7年以内	保証会社等の保証付、保証人等
フリーローン	資金のまじめを限度なしローンです。ただし、事業性・田畠返済は除きます。	100万円以上 10万円～100万円	7年以内 3年ごとの自動更新 最終更新は放款未満	保証会社等の保証付
カードローン	お使いの自宅をカーローンです。ただし、事業性・田畠返済は除きます。	10万円～100万円		



SUKUMO SHOGIN



窓口営業時間を
午後4時まで
延長しました

店舗一覧

店名	住所	電話番号
本店・宿毛支店	〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地	0880-63-1166

ATM設置状況	CD機(現金自動取扱機)	ATM(現金自動取扱機)
店舗内	-	1台
店舗外	-	4台

設置場所

ATM機	当組合 本店・宿毛支店 (合同新店舗)
	当組合 旧本店 (小筑業)
	当組合 旧宿毛支店 (中央)
	サングリーンくはら店内
	物産館サンリバーウォータナ

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで
サングリーンくはら 午前9時から午後9時まで

当組合のキャッシュカードご利用の皆様へ

手数料無料

- 当組合 ATM(現金預取権)
- 宿毛市内(たぬまえづ、エヴィ、くはらはな等)はもちろん全国どの金融機関でも支払可能(全銀ネット)
- 都営局のATMは、入出金可!
- 近隣企業業務取扱開始
- 必ずこれにても手数料無料(昇井精算)
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休
です!

宿毛商銀銀行組合【本店・宿毛支店】

〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地
TEL: (0880) 63-1166 FAX: (0880) 63-1168
<http://sukumo-shogin.co.jp/>

